

区分番号A300に掲げる救命救急入院料

救命救急入院料

救命救急入院料 1

(3日以内の期間) 8,025点

(4日以上7日以内の期間) 7,085点

(8日以上14日以内の期間) 5,779点

救命救急入院料 2

(3日以内の期間) 9,549点

(4日以上7日以内の期間) 8,472点

(8日以上14日以内の期間) 7,202点

救命救急入院料 3

イ 救命救急入院料

(3日以内の期間) 8,025点

(4日以上7日以内の期間) 7,085点

(8日以上14日以内の期間) 5,779点

ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料

(3日以内の期間) 8,025点

(4日以上7日以内の期間) 7,085点

(8日以上14日以内の期間) 6,186点

(15日以上30日以内の期間) 6,491点

(31日以上60日以内の期間) 6,698点

救命救急入院料 4

イ 救命救急入院料

(3日以内の期間) 9,549点

(4日以上7日以内の期間) 8,472点

	(8日以上14日以内の期間)	7,202点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(3日以内の期間)	9,549点
	(4日以上7日以内の期間)	8,472点
	(8日以上14日以内の期間)	7,202点
	(15日以上30日以内の期間)	6,491点
	(31日以上60日以内の期間)	6,698点
	注1 病院において、自殺企図等による重篤な患者であつて精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該病院の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合は、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、所定点数に3,000点を加算する。	
	2 基本診療料の施設基準等第九の二の(4)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数に1,000点を加算する。	
	3 基本診療料の施設基準等第九の二の(5)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数に500点を加算する。	
	4 基本診療料の施設基準等第九の二の(6)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において救命救急医療が行われた場合には、1日につき所定点数に100点を加算する。	
	5 当該病院において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。	
	イ 急性薬毒物中毒加算1(機器分析)	5,000点
	ロ 急性薬毒物中毒加算2(その他のもの)	350点
	6 基本診療料の施設基準等第九の二の(7)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して救命救急医療が行われた場合には、小児加算として、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。	
区分番号A301に掲げる特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料	
	特定集中治療室管理料1	
	(7日以内の期間)	11,806点
	(8日以上14日以内の期間)	10,282点
	特定集中治療室管理料2	
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	11,806点
	(8日以上14日以内の期間)	10,282点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	11,806点
	(8日以上14日以内の期間)	10,475点
	(15日以上30日以内の期間)	10,780点
	(31日以上60日以内の期間)	10,987点
	特定集中治療室管理料3	

	(7日以内の期間)	7,517点
	(8日以上14日以内の期間)	5,993点
	特定集中治療室管理料 4	
	イ 特定集中治療室管理料	
	(7日以内の期間)	7,517点
	(8日以上14日以内の期間)	5,993点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料	
	(7日以内の期間)	7,517点
	(8日以上14日以内の期間)	6,186点
	(15日以上30日以内の期間)	6,491点
	(31日以上60日以内の期間)	6,698点
	注 基本診療料の施設基準等第九の三の(4)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、15歳未満の重篤な患者に対して特定集中治療室管理が行われた場合には、小児加算として、当該患者の入院期間に応じ、次に掲げる点数を1日につき所定点数に加算する。	
	(7日以内の期間)	2,000点
	(8日以上14日以内の期間)	1,500点
区分番号A301-2に掲げるハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料 1 (14日以内の期間)	4,740点
	(15日以上21日以内の期間)	5,045点
	ハイケアユニット入院医療管理料 2 (14日以内の期間)	2,240点
	(15日以上21日以内の期間)	2,545点
区分番号A301-3に掲げる脳卒中ケアユニット入院医療管理料	脳卒中ケアユニット入院医療管理料 (14日以内の期間)	3,960点
区分番号A301-4に掲げる小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料 (7日以内の期間)	13,908点
	(8日以上14日以内の期間)	11,876点
区分番号A302に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料	
	新生児特定集中治療室管理料 1 (14日以内の期間)	8,330点
	(15日以上30日以内の期間)	8,635点
	(31日以上90日以内の期間)	8,842点
	新生児特定集中治療室管理料 2 (14日以内の期間)	6,265点
	(15日以上30日以内の期間)	6,570点
	(31日以上90日以内の期間)	6,777点
区分番号A303に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料	
	母体・胎児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	5,281点
	新生児集中治療室管理料 (14日以内の期間)	8,330点
	(15日以上30日以内の期間)	8,635点
	(31日以上90日以内の期間)	8,842点
区分番号A303-2に掲げる新生児治	新生児治療回復室入院医療管理料 (14日以内の期間)	3,655点

療回復室入院医療管理料	(15日以上30日以内の期間)	3,960点	
	(31日以上120日以内の期間)	4,167点	
区分番号A305に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 (7日以内の期間)	7,202点	
	(8日以上14日以内の期間)	5,982点	
区分番号A307に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料		
	小児入院医療管理料1 (14日以内の期間)	2,740点	
	(15日以上30日以内の期間)	3,045点	
	(31日以上30日以内の期間)	3,252点	
	小児入院医療管理料2 (14日以内の期間)	2,232点	
	(15日以上30日以内の期間)	2,537点	
	(31日以上30日以内の期間)	2,744点	
	小児入院医療管理料3 (14日以内の期間)	1,826点	
	(15日以上30日以内の期間)	2,131点	
	(31日以上30日以内の期間)	2,338点	
	小児入院医療管理料4 (14日以内の期間)	1,216点	
	(15日以上30日以内の期間)	1,521点	
	(31日以上30日以内の期間)	1,728点	
	小児入院医療管理料5 (14日以内の期間)	301点	
	(15日以上30日以内の期間)	606点	
	(31日以上30日以内の期間)	813点	
	注 基本診療料の施設基準等第九の九の(7)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、1日につき所定点数に100点を加算する。		